

随意契約（相手方指定）調書

件名	南千住駅連絡通路エスカレーター修繕（左右 ニユアルガイドローラ取替ほか）	No.5200597
工（納）期	令和5年3月24日	
契約締結日	令和4年11月14日	
契約金額	2,783,000円（消費税込み）	

契約相手方	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 （ 法人番号：5010001030412 ）	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	南千住駅連絡通路エスカレーター修繕（左右ニユアルガイドローラ取替ほか）
選定業者 （案）	名称：三菱電機ビルソリューションズ株式会社 所在地：東京都荒川区荒川七丁目19番1号 代表者：代表取締役 松本 匡
特命理由	<p>本件は、南千住駅連絡通路エスカレーターの安全な運行を図るため、構成部品の取替を行うものである。</p> <p>主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得て、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 当該エスカレーターは、三菱電機株式会社の製品であり、平成19年に南千住駅連絡通路建設工事にて設置したものである。指定先の三菱電機ビルソリューションズ株式会社は、その系列会社であり、設置以降、一貫して当該エスカレーターの保守業務及び修繕を実施しているため、安全で確実な施工が期待できる。 不具合や事故発生時の責任の所在が不明確となるため、他社が修繕を実施することはできない。</p> <p>以上のことから、上記業者を契約相手方とした特命随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適さないもの）